

地方公務員の労働安全衛生について

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

# 公務上の災害の認定件数状況について

表1 公務災害及び通勤災害認定件数の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公務災害	28,387 (53)	28,195 (54)	27,346 (46)	26,525 (46)	25,256 (38)	25,186 (32)	25,714 (314)	25,507 (51)
通勤災害	2,995 (15)	2,696 (18)	2,725 (6)	2,776 (10)	2,641 (10)	2,723 (10)	2,869 (5)	2,927 (11)
合 計	31,382 (68)	30,891 (72)	30,071 (52)	29,301 (56)	27,897 (48)	27,909 (42)	28,583 (319)	28,434 (62)

表2 公務災害認定のうち脳・心・精神疾患(自殺を含む)の推移

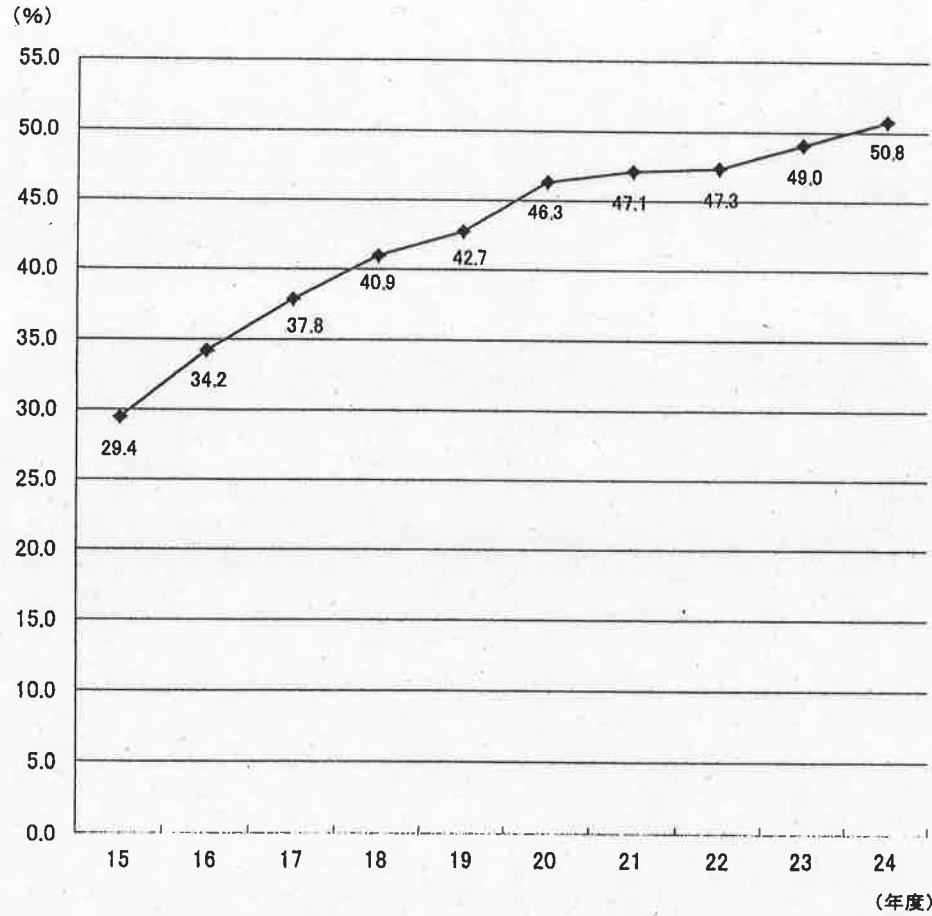
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
脳疾患	7 (3)	12 (4)	6 (1)	7 (2)	2 (1)	8 (1)	16 (6)	14 (3)
心疾患	6 (6)	8 (8)	9 (6)	3 (2)	3 (3)	3 (3)	4 (3)	7 (3)
精神疾患	14 (6)	12 (6)	14 (11)	12 (4)	8 (2)	11 (4)	12 (4)	22 (4)
合 計	27 (15)	32 (18)	29 (18)	22 (8)	13 (6)	22 (8)	32 (13)	43 (10)

注1 件数は常勤地方公務員災害補償統計による。

注2 ( )内は死亡災害を示す。

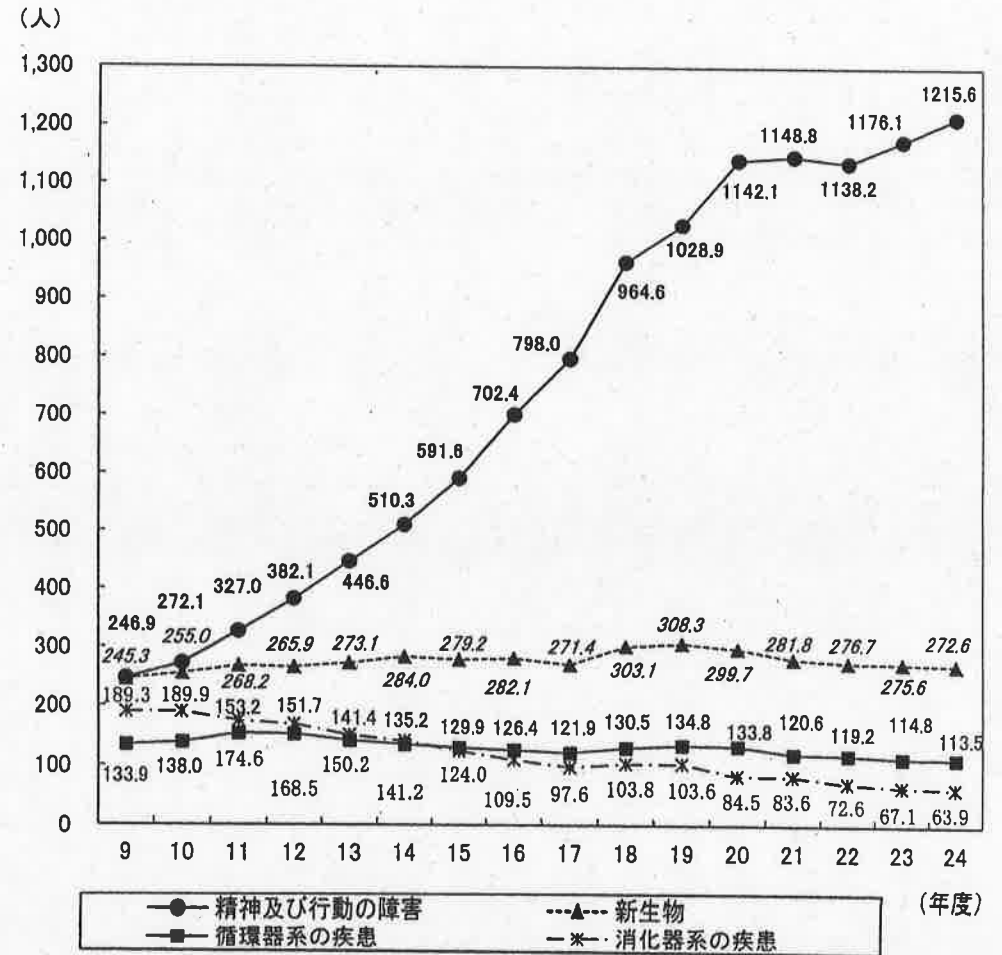
# 地方公務員の長期病休者の状況について

長期病休者に占める「精神及び行動の障害」の割合(構成比)



※ 地方公務員安全衛生推進協会「地方公務員健康状況等の現況」より

職員10万人当たりの主な疾病分類別長期病休者数(10万人率)の推移



# ○ 安全衛生管理体制の整備状況(団体区分別)

平成25年3月31日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)
都道府県	204	203	99.5	426	422	99.1	6,275	6,185	98.6	4,871	4,864	99.9
指定都市	150	150	100.0	394	392	99.5	1,329	1,303	98.0	6,575	6,532	99.3
市区	170	170	100.0	466	453	97.2	2,874	2,777	96.6	28,854	26,907	93.3
町村	0	0	-	1	1	100.0	927	874	94.3	6,354	5,124	80.6
一部事務組合	4	4	100.0	47	46	97.9	427	410	96.0	2,138	1,982	92.7
合計	528 (533)	527 (533)	99.8 (100.0)	1,334 (1,350)	1,314 (1,329)	98.5 (98.4)	11,832 (11,792)	11,549 (11,440)	97.6 (97.0)	48,792 (49,214)	45,409 (45,327)	93.1 (92.1)

	産 業 医 安 全 委 員 会			衛 生 委 員 会		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)
都道府県	6,275	6,259	99.7	374	372	99.5
指定都市	1,329	1,322	99.5	285	279	97.9
市区	2,874	2,781	96.8	309	297	96.1
町村	927	812	87.6	1	1	100.0
一部事務組合	427	409	95.8	30	30	100.0
合計	11,832 (11,792)	11,583 (11,534)	97.9 (97.8)	999 (1,021)	979 (1,010)	98.0 (98.9)

# ○ 安全衛生管理体制の整備状況(部局別)

平成25年3月31日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)
知事及び市長	328	328	100.0	715	706	98.7	4,149	4,037	97.3	13,878	13,044	94.0
教育委員会	14	14	100.0	139	129	92.8	4,409	4,342	98.5	30,640	28,323	92.4
警察	19	19	100.0	0	0	-	1,332	1,271	95.4	325	324	99.7
消防	1	1	100.0	2	2	100.0	824	803	97.5	2,562	2,438	95.2
公営企業	166	165	99.4	478	477	99.8	1,118	1,096	98.0	1,387	1,280	92.3
合計	528 (533)	527 (533)	99.8 (100.0)	1,334 (1,350)	1,314 (1,329)	98.5 (98.4)	11,832 (11,792)	11,549 (11,440)	97.6 (97.0)	48,792 (49,214)	45,409 (45,327)	93.1 (92.1)

	産 業 医			安全委員会			衛生委員会		
	選任を要する事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)	設置を要する事業所	設置している事業所	設置率(%)
知事及び市長	4,149	3,991	96.2	687	675	98.3	4,149	3,891	93.8
教育委員会	4,409	4,349	98.6	57	52	91.2	4,409	4,284	97.2
警察	1,332	1,329	99.8	0	0	-	1,332	1,315	98.7
消防	824	805	97.7	2	2	100.0	824	777	94.3
公営企業	1,118	1,109	99.2	253	250	98.8	1,118	1,091	97.6
合計	11,832 (11,792)	11,583 (11,534)	97.9 (97.8)	999 (1,021)	979 (1,010)	98.0 (98.9)	11,832 (11,792)	11,358 (11,215)	96.0 (95.1)

# 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、**労働災害を未然防止するための仕組みを充実**

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

## 1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

## 2. ストレスチェック制度の創設

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

## 3. 受動喫煙防止対策の推進

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

## 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

## 5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

## 6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

・本改正法については、第186回国会に提出され、6月19日に可決成立し、同月25日に公布された。

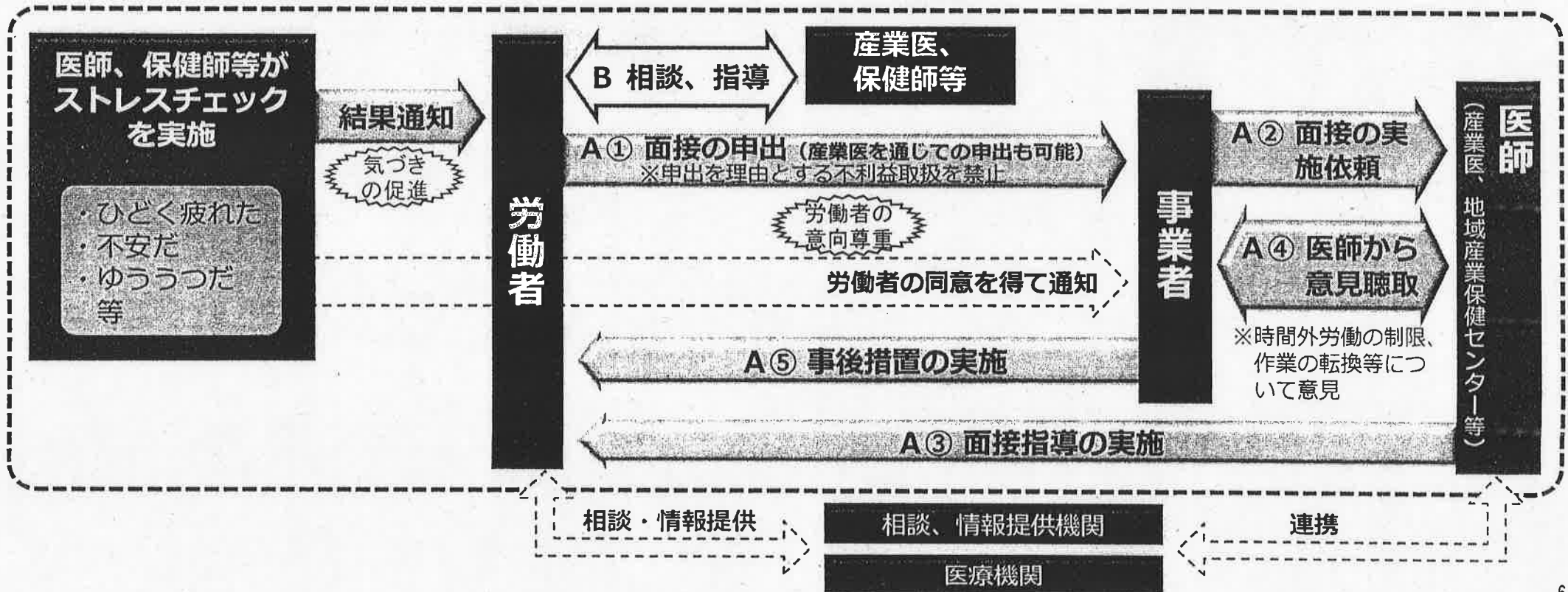
・施行期日は、公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

# ストレスチェック制度の創設

○精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加（21年度:234→22年度:308 →23年度:325 →24年度:475）

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
- 国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

## 【ストレスチェック制度の概要】



# ＜東日本大震災に対するメンタルヘルス対策事業＞

**実施主体** 地方公務員災害補償基金

○ 平成23年度「心の健康ケア対策事業」(事業費 1千万円)

<b>対象者</b>	被災3県(岩手・宮城・福島)の市町村職員等
<b>実施団体</b>	実施団体数: 21団体
<b>事業項目</b>	①臨床心理士による研修会 ②医師・臨床心理士によるカウンセリング

○ 平成24年度「メンタルヘルス総合対策事業」(事業費 5千5百万円)

<b>対象者</b>	被災3県(岩手・宮城・福島)の県内市町村職員等、特定地方公共団体職員等及び被災地に派遣された職員
<b>実施団体</b>	実施団体数: 102団体
<b>事業項目</b>	①ストレスチェック⇒ストレスレベルの高い職員...カウンセリング ②メンタルヘルスセミナー ③職員の心の健康回復事業 ④メンタルヘルスマネジメントの支援事業 ◎自主的実施事業への援助 助成額 県:500万円、政令市150万円、市町村50万円 ◎管理職向け宿泊研修 東京都で2回実施

○ 平成25年度～「メンタルヘルス総合対策事業」

<b>対象者</b>	平成24年度事業に同じ	( H25事業費 1億3千万円 H26予算額 1億6千万円 )
<b>実施団体</b>	H25実施団体数: 121団体 H26実施予定団体数: 122団体	
<b>通常支援プラン</b>		
○24年度同様下記①～④の事業メニューを必要に応じて選択して実施		
①ストレスチェック事業、カウンセリング事業		
②メンタルヘルスセミナー事業		
③職員の心の健康回復事業		
④メンタルヘルスマネジメントの支援事業		
<b>重点支援プラン(25年度新設)</b>		
○上記①～④をセットで同事業者が25年度から3年間フルサポート		
<b>自主的事業への援助</b>		
◎地方公共団体独自のメンタルヘルス対策 事業等に対する助成 助成額 県: 1,000万円、政令市: 300万円、 市町村: 100万円(H26年度～市町村200万円)		
<b>管理職・人事担当者向け宿泊研修</b>		
◎宿泊研修を被災3県 (盛岡市、仙台市、福島市)で各2回実施		